

瀬戸市訓令第4号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第1（第4条―第6条関係）						別表第1（第4条―第6条関係）							
1 <省略>						1 <省略>							
2 人事関係						2 人事関係							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>決裁区分</span> <span>決裁事項</span> </div>		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>決裁区分</span> <span>決裁事項</span> </div>		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>						<省略>							
任 免	任用	部長、部次 長等及び課 長等	課長補佐等 以下		<省略>		任用	職員			<省略>		
	普通退職	部長、部次 長等及び課 長等	課長補佐等 以下		<省略>		普通退職	職員			<省略>		
	異動	部長、部次 長等及び課 長等	課長補佐等 以下		<省略>		異動	職員			<省略>		
	出勤停止	部長、部次 長等及び課 長等	課長補佐等 以下		<省略>		出勤停止	職員			<省略>		
	<省略>			<省略>	<省略>		<省略>			<省略>	<省略>		
<省略>						<省略>							

服 務	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
	出張	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
給 与	命令	国外	特別職	部長等以下		<省略>
	給料	特別昇給		全職員		
給 与		定期昇給		全職員		
	<省略>				<省略>	
	退職手当の裁定	特別職	部長等以下			
備考						
1 この表における用語については、次に定めるところによる。						
(1) 「特別職」とは、市長及び副市長をいう。						
(2) 「部長等以下」とは、部長並びに部次長等、企画補佐、課長等、主幹及び課長補佐等以下をいう。						
(3) <省略>						
(4) <省略>						
(5) <省略>						
2 <省略>						
3 <省略>						
服 務	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
	出張	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
給 与	命令	国外	全職員			<省略>
	給料	特別昇給	全職員			
給 与		定期昇給	全職員			
	<省略>				<省略>	
	退職手当の裁定	全職員				
備考						
1 この表における用語については、次に定めるところによる。						
(1) <省略>						
(2) <省略>						
(3) <省略>						
2 <省略>						
3 <省略>						

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。